

令和8年6月3日
九州地方整備局
大分河川国道事務所

「のつはる湖 湖面等利用ルール」の改訂について

ななせダムの令和8年4月の管理移行を受けてななせダム水源地域保全協議会では、「のつはる湖 湖面等利用ルール」の一部改訂を検討してきました。いただいた意見を踏まえて別紙のと通りの改訂することとし、令和8年5月21日から運用開始します。

＜のつはる湖 湖面等利用ルールとは？＞

のつはる湖 湖面等利用ルールは、のつはる湖を多くの方々に安全、安心、快適に活用して頂くこと、自然が豊かで美しい景観及び周辺環境を保全すること、湖面等の利用マナーが向上することを目的に、国土交通省大分河川国道事務所と関係機関からなるななせダム水源地域保全協議会により令和2年に制定され、令和6年に改訂されています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所
〒870-0820 大分県西大道1丁目1番71
電話番号 097-544-4167（代表）
技術副所長 かみこまき かずたか 上小牧 和貴（内線204）
ダム管理課長 なかしま きよふみ 中島 清文（内線6221）

「のつはる湖 湖面等利用ルール」新旧対照表

(下線部改訂箇所)

新	旧 (令和6年8月1日)
<p>(1) ルールの名称</p> <p>このルールは、「ななせダム水源地域保全協議会」で合意されたルールで「のつはる湖面等利用ルール」という。</p> <p>(2) 目的</p> <p>本ルールは、のつはる湖を多くの方々に安全、安心、快適に活用して頂くこと、自然が豊かで美しい景観及び周辺環境を保全すること、湖面等の利用マナーが向上することを目的とする。</p> <p><u>(3) 用語の定義</u></p> <p><u>本ルールにおいて使用する用語の定義は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>・湖面等</u></p> <p><u>別添図に示す緑ハッチング範囲および青ハッチング範囲をいう。</u></p> <p><u>・湖面利用</u></p> <p><u>湖面を利用する行為をいい、その対象範囲は、別添図に示す青ハッチング範囲(常時満水位)とする。</u></p> <p>(4) 適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ルールの適用範囲は、湖面等を利用する全ての利用者とする。 ・<u>「湖面等」及び「湖面利用」の定義は、前項のとおりとする。</u> <p>削除</p>	<p>(1) ルールの名称</p> <p>このルールは、「ななせダム水源地域保全協議会」で合意されたルールで「のつはる湖面等利用ルール」という。</p> <p>(2) 目的</p> <p>本ルールは、のつはる湖を多くの方々に安全、安心、快適に活用して頂くこと、自然が豊かで美しい景観及び周辺環境を保全すること、湖面等の利用マナーが向上することを目的とする。</p> <p>(3) 適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ルールの適用範囲は、湖面等を利用する全ての利用者とする。 <p>※湖面等とは満水時に水際となる標高以下の別添図の範囲をさす。(以下、同様)</p> <p>(4) <u>試験湛水に伴う利用の中止</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>試験湛水により、水位の上昇並びに下降を実施している期間は、湖面等の利用を中止する。</u> ・<u>ただし、緊急時及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。</u> <p><u>(利用中止期間) 10月1日～翌年6月9日</u></p> <p><u>降雨及び試験湛水の状況等に変更することがあるため、事前に問合せること。</u></p>

「のつはる湖 湖面等利用ルール」新旧対照表

(下線部改訂箇所)

新	旧 (令和6年8月1日)
<p>(5) 利用時間</p> <p>湖面等の利用時間は、以下のとおりとする。</p> <p>夏場 (4月～11月) 8時～17時の間</p> <p>冬場 (12月～3月) 8時～16時の間</p> <p>(6) 立入禁止区域</p> <p>ダム堤体上流面から網場 (湖面に浮かぶ網) の範囲については危険であるため、立ち入りを禁止する。(別添図参照)</p> <p>※ただし、緊急車両、緊急時に使用するための船舶及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。</p> <p>(7) 禁止行為</p> <p>湖面等で以下の行為を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両 (自転車を除く) の進入 <p>※ただし、緊急車両及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力を使用する船舶等 (エンジン付きボート、水上バイク類、電動モーター付きボート等) <p>※ただし、緊急時に使用するための船舶及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行物体 (UAV、パラグライダー) の飛行 ・火気の使用 ・宿泊を伴うキャンプ等 ・地域住民、周辺施設利用者に迷惑のかかるような駐車及び騒音を発する行為 ・上記のほか、ダム管理者が禁止と判断するもの <p>(8) 利用の届出</p> <p>湖面利用を行う場合、以下の行為については、事前に利用の届出が必要となる。</p> <p>なお、利用の届出は、ダム管理者が定める届出書に必要事項を記載の上、事前に国土交通省な</p>	<p>(5) 利用時間</p> <p>湖面等の利用時間は、以下のとおりとする。</p> <p>夏場 (4月～11月) 8時～17時の間</p> <p>冬場 (12月～3月) 8時～16時の間</p> <p>(6) 立入禁止区域</p> <p>ダム堤体上流面から網場 (湖面に浮かぶ網) の範囲については危険であるため、立ち入りを禁止する。(別添図参照)</p> <p>※ただし、緊急車両、緊急時に使用するための船舶及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。</p> <p>(7) 禁止行為</p> <p>湖面等で以下の行為を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両 (自転車を除く) の進入 <p>※ただし、緊急車両及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力を使用する船舶等 (エンジン付きボート、水上バイク類、電動モーター付きボート等) <p>※ただし、緊急時に使用するための船舶及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行物体 (UAV、パラグライダー) の飛行 ・火気の使用 ・宿泊を伴うキャンプ等 ・地域住民、周辺施設利用者に迷惑のかかるような駐車及び騒音を発する行為 ・上記のほか、ダム管理者が禁止と判断するもの <p>(8) <u>湖面等</u>利用の届出</p> <p>湖面等で以下の行為を行う場合は、事前に利用の届出が必要となる。</p> <p>なお、利用の届出は、ダム管理者が定める届出書に必要事項を記載の上、事前に国土交通省な</p>

「のつはる湖 湖面等利用ルール」新旧対照表

(下線部改訂箇所)

新	旧 (令和6年8月1日)
<p>セダム管理庁舎に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><利用の届出が必要な利用内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力を使用しない船舶等（カヌー、手漕ぎ・足漕ぎボート等、けん引車両）を使用する場合。 ・事前に管理者の許可を受けた、イベント等により湖面等を一時占用する場合。 <p>(9) 利用中止</p> <p>湖面利用にあたり、以下の場合は利用を中止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分地方気象台から大分市又は豊後大野市において、大雨、風（海上を除く、台風含む）、霧、雷、雪、に関する注意報、警報が発表されたとき。<u>また、大分地方気象台から大分市野津原又は由布市挾間町のいずれかで震度4以上が発表されたとき。地震による利用中止解除は、ななせダム管理庁舎に確認すること。</u> ・ななせダムより放流の可能性があり及び放流を行っているとき ・ダム管理者が河川管理及びダム管理上、湖面利用に支障もしくは危険があると判断したとき ・ダム管理者から指示があった場合 <p>(10) 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖面等利用に関して発生した全ての事故等については「自己責任」とする。 ・湖面利用者（船舶・カヌー等利用者）は、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用しなければならない。 ・湖面利用者は、利用中の気象情報を入手するなど、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとることとする。 ・ダム管理者は、湖面利用の安全やダムの運用のため、湖面利用の制限を行うことができる。その際は、湖面利用者はダム管理者の指示に従うこと。 	<p>セダム管理庁舎に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p><利用の届出が必要な利用内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力を使用しない船舶等（カヌー、手漕ぎ・足漕ぎボート等、けん引車両）を使用する場合。 ・事前に管理者の許可を受けた、イベント等により湖面等を一時占用する場合。 <p>(9) 湖面等の利用中止</p> <p>湖面等の利用にあたり、以下の場合は利用を中止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分地方気象台から大分市又は豊後大野市において、大雨、<u>洪水</u>、風（海上を除く、台風含む）、霧、雷、雪、地震に関する注意報、警報が発表されたとき ・ななせダムより放流の可能性があり及び放流を行っているとき ・ダム管理者が河川管理及びダム管理上、湖面利用に支障もしくは危険があると判断したとき ・ダム管理者から指示があった場合 <p>(10) 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖面等利用に関して発生した全ての事故等については「自己責任」とする。 ・湖面等利用者（船舶・カヌー等利用者）は、<u>湖面等利用に際して</u>、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用しなければならない。 ・湖面等利用者は、利用中の気象情報を入手するなど、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとることとする。 ・ダム管理者は、湖面等利用の安全やダムの運用のため、<u>湖面等利用</u>の制限を行うことができる。その際は、<u>湖面等</u>利用者はダム管理者の指示に従うこと。

「のつはる湖 湖面等利用ルール」新旧対照表

(下線部改訂箇所)

新	旧 (令和6年8月1日)
<p>(11) 魚釣り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚釣りによる湖面等利用者は、釣り針、釣り糸等のゴミを放置しない等、釣りマナーの向上に努めなければならない。 ・のつはる湖に漁業権が設定されているため、魚釣り目的の湖面等利用者は、大分川漁業協同組合に問い合わせること。 ・外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり、リリースしてはならない。また、外来魚を捕獲した場合は、リリースせずに、適切に処分しなければならない。 <p>(12) 環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖面等利用者は、湖面等利用に起因するゴミ等を持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても、持ち帰るように努めることとする。 <p>併せて、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者に通報することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のつはる湖周辺における居住環境や豊かな自然環境の保全に配慮し、のつはる湖及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止する。また、湖面利用者は、地域住民や一般交通に支障がないように駐車しなければならない。 <p>(13) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ルールを変更する場合は、関係機関の意見を聴取し変更を行うものとする。 <p>(14) 問合せ先</p> <p>国土交通省 大分河川国道事務所 ななせダム管理庁舎（ダム管理課） 電話番号 097-588-5001 （利用に関する問い合わせ：平日9：00～17：00迄）</p>	<p>(11) 魚釣り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚釣りによる湖面等利用者は、釣り針、釣り糸等のゴミを放置しない等、釣りマナーの向上に努めなければならない。 ・のつはる湖の<u>一部</u>に漁業権が設定されているため、魚釣り目的の湖面等利用者は、大分川漁業協同組合に問い合わせること。 ・外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり、リリースしてはならない。また、外来魚を捕獲した場合は、リリースせずに、適切に処分しなければならない。 <p>(12) 環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖面等利用者は、湖面等利用に起因するゴミ等を持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても、持ち帰るように努めることとする。 <p>併せて、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者に通報することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のつはる湖周辺における居住環境や豊かな自然環境の保全に配慮し、のつはる湖及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止する。また、湖面利用者は、地域住民や一般交通に支障がないように駐車しなければならない。 <p>(13) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本ルールを変更する場合は、関係機関の意見を聴取し変更を行うものとする。 <p>(14) 問合せ先</p> <p>国土交通省 大分河川国道事務所 ななせダム管理庁舎（ダム管理課） 電話番号 097-588-5001 （利用に関する問い合わせ：平日9：00～17：00迄）</p>

「のつはる湖 湖面等利用ルール」新旧対照表

(下線部改訂箇所)

新	旧 (令和6年8月1日)
<p>(15) 付則</p> <ul style="list-style-type: none">・このルールは、令和2年4月1日から施行する。・第1回変更：令和6年8月1日・<u>第2回変更：令和8年5月21日</u>	<p>(15) 付則</p> <ul style="list-style-type: none">・このルールは、令和2年4月1日から施行する。・第1回変更：令和6年8月1日

のつはる湖 湖面等利用ルール

(1) ルールの名称

このルールは、「ななせダム水源地域保全協議会」で合意されたルールで「のつはる湖面等利用ルール」という。

(2) 目的

本ルールは、のつはる湖を多くの方々に安全、安心、快適に活用して頂くこと、自然が豊かで美しい景観及び周辺環境を保全すること、湖面等の利用マナーが向上することを目的とする。

(3) 用語の定義（追加）

本ルールにおいて使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・湖面等

別添図に示す緑ハッチング範囲および青ハッチング範囲をいう。

・湖面利用

湖面を利用する行為をいい、その対象範囲は、別添図に示す青ハッチング範囲（常時満水位）とする。

(4) 適用

- ・本ルールの適用範囲は、湖面等を利用する全ての利用者とする。
- ・「湖面等」及び「湖面利用」の定義は、前項のとおりとする。

(5) 利用時間

湖面等の利用時間は、以下のとおりとする。

夏場（4月～11月）8時～17時の間

冬場（12月～3月）8時～16時の間

(6) 立入禁止区域

ダム堤体上流面から網場（湖面に浮かぶ網）の範囲については危険であるため、立ち入りを禁止する。（別添図参照）

※ただし、緊急車両、緊急時に使用するための船舶及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。

(7) 禁止行為

湖面等で以下の行為を禁止する。

・車両（自転車を除く）の進入

※ただし、緊急車両及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。

・動力を使用する船舶等（エンジン付きボート、水上バイク類、電動モーター付き

ボート等)

※ただし、緊急時に使用するための船舶及び事前にダム管理者の許可を受けたものを除く。

- ・飛行物体（UAV、パラグライダー）の飛行
- ・火気の使用
- ・宿泊を伴うキャンプ等
- ・地域住民、周辺施設利用者に迷惑のかかるような駐車及び騒音を発する行為
- ・上記のほか、ダム管理者が禁止と判断するもの

(8) 利用の届出

湖面利用を行う場合、以下の行為については、事前に利用の届出が必要となる。

なお、利用の届出は、ダム管理者が定める届出書に必要事項を記載の上、事前に国土交通省ななせダム管理庁舎に提出し、確認を受けるものとする。

<利用の届出が必要な利用内容>

- ・動力を使用しない船舶等（カヌー、手漕ぎ・足漕ぎボート等、けん引車両）を使用する場合。
- ・事前に管理者の許可を受けた、イベント等により湖面等を一時占用する場合。

(9) 利用中止

湖面利用にあたり、以下の場合は利用を中止とする。

- ・大分地方気象台から大分市又は豊後大野市において、大雨、風（海上を除く、台風含む）、霧、雷、雪、に関する注意報、警報が発表されたとき。また、大分地方気象台から大分市野津原又は由布市挾間町のいずれかで震度4以上が発表されたとき。地震による利用中止解除は、ななせダム管理庁舎に確認すること。
- ・ななせダムより放流の可能性があるとき及び放流を行っているとき
- ・ダム管理者が河川管理及びダム管理上、湖面利用に支障もしくは危険があると判断したとき
- ・ダム管理者から指示があった場合

(10) 安全管理

- ・湖面等利用に関して発生した全ての事故等については「自己責任」とする。
- ・湖面利用者（船舶・カヌー等利用者）は、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用しなければならない。
- ・湖面利用者は、利用中の気象情報を入手するなど、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとることとする。
- ・ダム管理者は、湖面利用の安全やダムの運用のため、湖面利用の制限を行うことができる。その際は、湖面利用者はダム管理者の指示に従うこと。

(11) 魚釣り

- ・魚釣りによる湖面等利用者は、釣り針、釣り糸等のゴミを放置しない等、釣りマナーの向上に努めなければならない。
- ・のつはる湖に漁業権が設定されているため、魚釣り目的の湖面等利用者は、大分川漁業協同組合に問い合わせること。
- ・外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり、リリースしてはならない。また、外来魚を捕獲した場合は、リリースせずに、適切に処分しなければならない。

(12) 環境の保全

- ・湖面等利用者は、湖面等利用に起因するゴミ等を持ち帰らなければならない。また、利用者に起因しないゴミ等についても、持ち帰るように努めることとする。併せて、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者に通報することとする。
- ・のつはる湖周辺における居住環境や豊かな自然環境の保全に配慮し、のつはる湖及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止する。また、湖面利用者は、地域住民や一般交通に支障がないように駐車しなければならない。

(13) その他

- ・本ルールを変更する場合は、関係機関の意見を聴取し変更を行うものとする。

(14) 問合せ先

国土交通省 大分河川国道事務所

ななせダム管理庁舎（ダム管理課） 電話番号 097-588-5001

（利用に関する問い合わせ：平日9：00～17：00迄）

(15) 付則

- ・このルールは、令和2年4月1日から施行する。
- ・第1回変更：令和6年8月1日
- ・第2回変更：令和8年5月21日

■のつはる湖 湖面利用区域図

